

立命館大学半導体応用研究センター 半導体応用研究会 設置趣意書

～半導体新材料の開拓や新規応用研究、および半導体新産業の源流を目指して～

1. はじめに

日本の半導体産業は 1990 年代以降、国際競争力を失い、かつての栄光を取り戻すための課題に直面しています。特に関西圏では空洞化が進み、技術革新の拠点としての役割を強化する必要性が高まっています。

一方で、世界的なデジタルトランスフォーメーション(DX)の進展やカーボンニュートラル実現に向けたエネルギー効率化の要請は、革新的な半導体技術の開発と応用を求めています。こうした背景を受け、立命館大学は 2024 年に「立命館大学半導体応用研究センター(RISA)」を設立しました。

さらにこの度、産業界や行政にも参画いただける「立命館大学半導体応用研究会」を設立しました。会員同士が相互に、研究開発や、研究成果の社会実装に向けた共同プロジェクトのパートナーとして連携していくことで、イノベーションの創出を加速させ、新しい産業創出を目指します。

2. 研究会の目的と活動

本研究会は、法人会員を含む産学官連携を強化し、新たな半導体材料や応用技術の開発を推進するとともに、社会実装までを見据えた戦略的研究を行うことを目的とします。法人会員との密接な連携により、実用化を意識した研究開発を行い、以下の活動を重点的に進めていきます。

◇ 新規材料研究と応用開発を通じた GX への貢献

最先端の半導体新材料を用いた、発光デバイスやペロブスカイト太陽電池、燃料電池、新規パワー半導体などの応用開発を進め社会実装も目指します。また、イントラセンターフォトニクスや新しい酸化物フォトニック結晶など、新しい基礎物理に立脚した革新的な半導体デバイスの創出にも注力し、次世代のエネルギー効率化と人類社会の持続的な発展に貢献します。

◇ 異分野融合型応用研究の実践

人間活動の DX 化や宇宙環境応用、新エネルギー源への応用など、未来を見据えた新たな半導体応用技術を開発します。

◇ 半導体人材の育成

国内外から優秀な博士人材や研究者および産業界と連携して、立命館大学や立命館アジア太平洋大学の学生・院生への実践的な教育を通じて、次世代を担う半導体人材の育成に努めます。あわせて、半導体関連スタートアップの支援や、起業家精神を持つ次世代リーダーの育成を目指します。

3. 入会のメリット

◇ RISA 研究員や会員との連携

RISA が位置する立命館大学びわこ・くさつキャンパスは、技術力の高いものづくり企業が集積する滋賀県と京都府に隣接しており、地域企業との共同研究や事業化を積極的に推進しています。また、新たに「半導体応用研究センター九州・APU ジョイントラボ(仮称)」を設置し、九州のシリコンアイランドや TSMC を有する台湾とも連携を進めていきます。RISA 研究員や学生・院生と会員の連携を通じて創出された研究成果の早期社会実装を図ります。

◇ 会員限定企画の実施

本研究会は、産業界、大学、行政が参画する会員制で運営し、多様な分野からの最先端の知見を共有いただく会員限定企画を実施します。これらの知見を集約することで、実効性のある研究開発を推進するとともに、会員企業との産学官連携をさらに強化し、イノベーションを創出します。

4. 入会の申込 お申込みは以下 URL からお願いいたします。

<https://ssl.form-mailer.jp/fms/e1af765d851380>

「立命館大学半導体応用研究会」は、日本が世界をリードする革新的な半導体技術を生み出す場の創出を目指します。本趣旨をご理解いただき、本研究会へのご支援とご参画を賜りますようお願い申し上げます。

以上

立命館大学総合科学技術研究機構半導体応用研究センター
半導体応用研究会 規約

(名称)

第1条 立命館大学総合科学技術研究機構半導体応用研究センター(以下「研究センター」という。)に、半導体応用研究会(以下「研究会」という。)をおく。

(目的)

第2条 研究会は、研究センター研究員および会員が相互に交流や研究開発情報の交換を行うことにより、半導体技術の応用研究の推進と半導体産業の発展のための研究拠点を構築することを目的とする。

(事業)

第3条 研究会は、次の事業を行う。

- (1) 会員制研究会の実施
- (2) セミナー、シンポジウム等の開催
- (3) 研究センター研究員と会員との交流

(運営)

第4条 前条各号の研究会の事業は、研究センターが運営する。

(入会)

第5条 研究会に入会するときは、半導体応用研究センター長(以下「センター長」という。)に入会申込書を提出し、第8条第1項に定める年会費を納入しなければならない。

2 センター長は、入会の申し込みを行った者に対し、半導体応用研究センター運営委員会(以下「運営委員会」という。)の議を経て、これを認める。

(会員)

第6条 研究会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 法人会員
- (2) 協力会員 公法人(地方公共団体や独立行政法人・公的機関)および運営委員会が特に入会を認めた団体および個人

(退会)

第7条 会員が退会するときは、その旨を書面にてセンター長に届け出なければならない。

2 センター長は、会員が次の各号の一つに該当するときは、運営委員会の議を経て、当該会員を退会させることができる。

- (1) 会費を滞納したとき
- (2) その他研究会の目的に反する行為があったとき

(会計)

第8条 会員の年会費は、次のとおりとする。

- (1) 法人会員:1 法人あたり1 口 10 万円
- (2) 協力会員:無料

2 年会費は、研究会を運営するために必要な経費として使用する。

3 既納の会費は、如何なる理由があってもこれを返還しない。

4 研究会の会計年度は、毎年4月1日より開始し、翌年の3月31日をもって終了する。

5 センター長は、会計年度に係る決算終了後、運営委員会に決算報告を行う。

(改廃)

第9条 この規約の改廃は、運営委員会の議を経て、立命館大学総合科学技術研究機構運営委員会で行う。

附 則

この規約は、2025 年 4 月 1 日から施行する。